

日之影町住宅等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、将来周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保に資するため、町内に在する住宅等を除却する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 町内に在する一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分、店舗及び事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。
- (3) 除却工事 住宅等の解体、撤去及び処分を行う工事をいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建設工事業、解体工事業、若しくはとび・土木工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助金の対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象建築物」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 住宅等の所有者が、個人（法人と共有する場合の個人を含む。）であること。
- (3) 併用住宅にあつては、住宅部分が延床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外が現に店舗又は事務所として利用されていないこと。
- (4) 申請時において、原則として所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されており、当該権利者から除却について同意を得ている場合は、この限りでない。
- (5) 別表第1において、評点の合計が100点以上であるもの。
- (6) 他の補助金の交付対象や公共事業等による補償対象となっていないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有権を有する者（登記事項証明書、土地家屋名寄帳若しくは固定資産納税通知書に所有者として記録されている者又はその相続人に限る。以下「所有者等」という。）であること。
- (2) 区分所有の長屋の場合にあっては、他の区分所有の長屋の所有者全員の除却についての同意を得た所有者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 補助対象建築物が共有である場合又は補助対象建築物に所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者又はその他権利を有する者から補助対象建築物の除却について同意を得られない者
- (2) 借地に所在する住宅等の場合にあっては、当該借地の所有者又はその相続人に除却についての同意を得られない者
- (3) 町税等を滞納している者（共有者を含む。）

（補助金の対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物を除却し、当該住宅等の所在する敷地を更地にする工事であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有する除却工事施工者が行う工事であること。
- (2) 規則第6条に規定する通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けた日以降に着手する工事であること。
- (3) 交付決定通知書の通知を受けた日の属する年度の3月末日までに終了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者の申出があった場合は、敷地の境界等を示すブロック塀（建築基準法施行令第62条の8の規定による補強コンクリートブロック造の塀又は簡易的なブロック造の塀をいう。以下同じ。）を、跡地の管理上支障がない場合に限り、除却せずに残すことができる。この場合において、除却しないブロック塀の高さは、コンクリートブロック2段分相当までとする。

（補助金の対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用とし、住宅等本体に附属しない敷地内の工作物の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、補助対象者が町内に住民票を有しない場合は、20万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前判定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、あらかじめ補助対象建築物に該当するか否かについて、判定(以下「事前判定」という。)を受けなければならない。

2 事前判定を受けようとする者(以下「事前申請者」という。)は、事前判定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 住宅等及び敷地の登記事項証明書(未登記の場合は、土地家屋名寄帳又は固定資産納税通知書)
- (2) 建物現況図(付近見取り図・配置図・平面図)
- (3) 補助対象建築物及び敷地の現況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項に規定する申請を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、事前判定結果通知書(様式第2号)により事前申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、除却工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第3号)に次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 相続人が補助金の交付申請をしようとする場合にあつては、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
- (2) 工事費の見積書又はその写し
- (3) 補助申請者及び共有者(共有者がある場合)の町税完納証明書
- (4) 次の場合にあつては、申請者以外の該当者全員の除却に係る同意書(様式第4号)又はそれに代わるもの
 - ア 相続人が2人以上である場合
 - イ 区分所有の長屋の場合
 - ウ 登記事項証明書にその他権利の設定がある場合
 - エ 登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合
 - オ 借地に所在する住宅等の場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 10 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付することが適当と認められたときは、規則第 6 条第 1 項の規定により補助対象者に通知することとする。

(申請事項の変更等)

第 11 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 5 条第 2 号の規定により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の 20 パーセント以内の変更にあつては、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による変更等の申請を承認したときは、規則第 9 条第 4 項の規定により、交付決定者に通知することとする。

(補助金の交付方法)

第 12 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 13 条の規定により、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに報告しなければならない。

- (1) 除却工事費の請求書又は領収書の写し
- (2) 除却工事写真
- (3) 跡地の適正管理等に係る誓約書（様式第 6 号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、書類の審査を行い、適当と認められたときは、補助金の交付額を確定し、規則第 14 条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の決定の内容又はこれに附した条件に違反する行為があつたとき。

- (2) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (3) 補助対象事業の遂行ができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) その他町長が相当と認めるもの。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

日之影町長

⑨

事前判定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった事前判定の結果について、日之影町住宅等除却事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅等の所在地 日之影町大字
- 2 事前判定結果 補助対象建築物に該当（しない）
（該当しない場合の理由）
- 3 補助金の交付申請
年 月 日までに、補助金交付申請書に関係書類を添えて提出してください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

日之影町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

補助金交付申請書

日之影町住宅等除却事業補助金の交付を受けたいので、日之影町住宅等除却事業補助金交付要綱第9号の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

記

建築物の概要	所有者						
	所在地	日之影町大字					
	建物形式	・戸建 ・長屋（ 戸） ・共同住宅（ 戸）					
	規模	階数	階	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	建築年月日		年 月 日		構造		
敷地の概要	所有者						
	所在地	日之影町大字					
	敷地面積	m ²					
除却の理由							
工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日					
除却工事予定金額		円（税込み）					

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

日之影町長 様

同意者 住 所
氏 名
電話番号

印

除却に係る同意書

私は、下記の住宅等について、日之影町住宅等除却事業補助金の申請するにあたり、申請者が当該住宅等を除却することに同意し、住宅等の除却について問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、日之影町住宅等除却事業補助金の交付申請にあたり、住宅等の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び町税等の納税状況を照会することについて同意します。

1 住宅等所在地

日之影町大字

2 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

3 申請者との関係

- ・ 住宅等の所有者の相続人
- ・ 長屋における他の区分所有者
- ・ 住宅等の所有者以外の権利者
- ・ 住宅等の共有者
- ・ 住宅等が所在する土地の所有者

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

日之影町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

補助金精算（概算）払請求書

日之影町住宅等除却事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-----------------|---|
| 1 | 補助金等交付決定額 | (A) | 円 |
| 2 | 既受領額 | (B) | 円 |
| 3 | 今回請求額 | (C) | 円 |
| 4 | 残高 | (A) - (B) - (C) | 円 |

口座振替申出表示	
金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

日之影町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

跡地の適正管理等に係る誓約書

日之影町住宅等除却事業により、補助金の交付決定を受けて住宅等の除却を行いました
下記の跡地について、土砂等の流失、雑草等の繁茂又は廃棄物の投棄等により周辺に悪影
響を及ぼすことの無いように、適正な管理を行うことを誓約します。

記

所 有 者	
所 在 地	日之影町大字
敷地面積	m ²
跡地利用及び 管理の内容	